

厚生労働省令第五百五十四号

じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第十二条、第十五条第二項(同法第十六条第二項において準用する場合を含む)、第十七条第一項及び第四十四条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)第五条第三項及び第四項並びに労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の三、第六十七条第四項、第一百零一条及び第一百三十一条の規定に基づき、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

じん肺法施行規則の一部を改正する省令

(じん肺法施行規則の一部改正)

第一条 じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「㉞」を削る。

様式第八号(表面)「産業医等の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㉞」を削る。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第三条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「㉞」を削る。

様式第六号(表面)「産業医の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

様式第九号中「㉞」及び「備考」氏名を記載し、押印することによって、氏名することができる。」を削る。

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)
第四条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(健康診断)</p> <p>第二十九条(略)</p> <p>2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査</p> <p>3.5(略)</p>	<p>(健康診断)</p> <p>第二十九条(略)</p> <p>2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査</p> <p>3.5(略)</p>

様式第三号中「㉞」を削る。

様式第三号の二(表面)「産業医の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第五条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「㉞」を削る。

様式第三号(表面)「産業医の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第六条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「㉞」を削る。

様式第三号(表面)「産業医の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第七条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「㉞」を削る。

様式第三号(表面)「産業医の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

(高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

第八条 高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉞」を削る。

様式第二号(表面)「産業医の欄中」㉞を削り、同様式(裏面)備考中「炭鉱災害の氏名」の欄及び「を削る。

(電離放射線障害防止規則の一部改正)

第九条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号の二及び様式第一号の三中「五」を削る。  
様式第二号(表面)産業医の欄中「四」を削り、同様式(裏面)備考中「放射線の氏名」の欄及び「五」を削る。  
様式第二号の二(表面)産業医の欄中「四」を削り、同様式(裏面)備考中「放射線の氏名」の欄及び「五」を削る。  
(石綿障害予防規則の一部改正)

第十条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。  
様式第二号中「四」を削る。  
様式第三号(表面)産業医の欄中「四」を削り、同様式(裏面)備考中「放射線の氏名」の欄及び「五」を削る。

(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正)

第十一条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第五百十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(作業計画)</p> <p>第八条 事業者は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。)を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業(特定汚染土壌等取扱作業にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(作業計画)</p> <p>第八条 事業者は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。)を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業(特定汚染土壌等取扱作業にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

様式第二号中「五」を削る。  
様式第三号(表面)産業医の欄中「五」を削り、同様式(裏面)備考中「放射線の氏名」の欄及び「五」を削る。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。
- この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り續けて使用することができる。